

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科学生交流規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
第1章 総則 （趣旨） 第1条 この規程は、東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第15条及び第28条の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「本研究科」という。）学生で、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに大学院学則第34条の規定に基づく、特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 （大学間協議） 第2条 大学院学則第15条、第28条及び第34条に規定する他の大学院との協議は、次の各号に掲げる事項について、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が行う。ただし、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該大学院との事前協議を欠くことができる。 (1) 履修できる授業科目の範囲 (2) 対象となる学生数 (3) 単位の認定方法 (4) 履修期間 (5) その他必要な事項 〔省略〕 （検定料、入学料及び授業料） 第15条 <u>特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。</u> 2 <u>特別聴講学生が国内の大学院の学生であるときの授業料は、次のとおりとする。</u> (1) 国立の大学院の学生であるときの授業料は、徴収しない。 (2) 公立又は私立の大学院の学生であるときの授業料は、<u>法令に定める額を徴収する。ただし、大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月1日高等教育局長裁定）に基づき、授業料を不徴収とすることの承認を得た協定締結大学院からの学生であるときの授業料は、徴収しない。</u> 3 <u>特別聴講学生が外国の大学院の学生であるときの授業料は、法令に定める額を徴収する。ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日学術国際局長裁定）に基づき、授業料等を不徴収とすることの承認を得た協定大学院からの協定留学生の授業料は、徴収しない。</u>	第1章 総則 （趣旨） 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>（以下「大学院学則」という。）第18条及び第31条の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「本研究科」という。）学生で、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに大学院学則第40条の規定に基づく、特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 （大学間協議） 第2条 大学院学則第18条、第31条及び第40条に規定する他の大学院との協議は、次の各号に掲げる事項について、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が行う。ただし、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該大学院との事前協議を欠くことができる。 (1) 履修できる授業科目の範囲 (2) 対象となる学生数 (3) 単位の認定方法 (4) 履修期間 (5) その他必要な事項 〔省略〕 （検定料、入学料及び授業料） 第15条 <u>特別聴講学生が国内の大学院の学生であるときの検定料、入学料及び授業料は、次のとおりとする。</u> (1) <u>検定料及び入学料は、徴収しない。</u> (2) 国立の大学院の学生であるときの授業料は、徴収しない。 (3) 公立又は私立の大学院の学生であるときの授業料は、<u>別に定める額を徴収する。ただし、大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料は、徴収しない。</u> 2 <u>特別聴講学生が外国の大学院の学生であるときの検定料、入学料及び授業料は、別に定める額を徴収する。ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。</u>

4 納付した授業料は，返付しない。

〔省略〕

3 納付した検定料，入学料及び授業料は，返付しない。

〔省略〕

附 則
この規程は，平成16年4月1日から施行する。